

○千葉市屋外広告物条例施行規則

平成4年3月31日

規則第66号

改正 平成6年3月29日規則第4号

平成9年7月25日規則第51号

平成14年3月29日規則第21号

平成16年3月9日規則第9号

平成17年3月31日規則第33号

平成20年12月16日規則第66号

平成22年3月31日規則第43号

平成22年12月21日規則第68号

平成24年3月30日規則第25号

平成26年3月31日規則第44号

平成27年3月31日規則第20号

平成27年7月1日規則第44号

平成28年3月31日規則第34号

令和元年12月19日規則第68号

令和3年6月18日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市屋外広告物条例（平成3年千葉市条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第6条第1項の許可の申請（以下この条において「申請」という。）は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第1号）2通を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第6条第1項第1号に該当する者は、前項の申請書に、次に掲げる書

類を添付しなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する位置及びその付近の見取図
- (2) 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面
- (3) 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す図面
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の交付を必要とするときは、当該確認済証又はその写し
- (5) 前号に掲げる場合のほか、法令による許可又は確認等を必要とするときは、当該許可又は確認等を受けたことを証する書類又はその写し
- (6) 広告物又はこれを掲出する物件の表示又は設置に関し、土地所有者又は建物所有者の承諾を必要とするときは、当該承諾を得たことを証する書類
- (7) 広告物又はこれを掲出する物件を表示又は設置する場所のカラー写真で申請の日前2か月以内に撮影したもの

3 条例第6条第1項第2号に該当する者は、第1項の申請書に、前項第2号から第7号までの書類を添付しなければならない。

4 条例第6条第1項第3号に該当する者は、第1項の申請書に、第2項第5号から第7号までの書類及び安全点検確認書（様式第1号の2）を添付しなければならない。この場合において、第2項第7号中「広告物又はこれを掲出する物件を表示又は設置する場所」を「広告物又はこれを掲出する物件」と読み替えるものとする。

5 前項の安全点検確認書は、条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者が作成しなければならない。ただし、貼り紙、ポスター、貼り札、立看板、旗、のぼり、横断幕、電柱類の広告、自動車の広告及び鉄道等車両の広告にあっては、この限りでない。

6 条例第6条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該

当する場合とする。

(1) 広告物又は広告物を掲出する物件の面積及び形状を変更しないこと。

(2) 広告物又は広告物を掲出する物件の主たる表示内容を変更しないこと。

7 申請は広告物又は広告物を掲出する物件を表示又は設置する日（条例第6条第1項第3号の申請にあつては、有効期限満了の日）の14日前までに行わなければならない。

8 市長は、申請を許可するときは屋外広告物等表示（設置）許可書（様式第2号）により、申請を許可しないときは屋外広告物等表示（設置）不許可通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（平成14規則21・全改、平成16規則9・平成27規則20・平成28規則34・一部改正）

（許可の有効期間）

第3条 条例第6条第3項による許可の有効期間並びに条例第39条第1項及び第2項の規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。

（平成28規則34・全改）

（許可の基準）

第4条 条例第7条第2項第2号に規定する広告物及び広告物を掲出する物件を管理する者は、条例第14条の命令を受けて速やかに除却その他の措置を行うことができる者でなければならない。

2 条例第7条第2項第7号の基準は、別表第2（自動車、鉄道等車両（モノレール車両を除く。）の広告にあつては別表第2の2、モノレール車両の広告にあつては別表第2の3）のとおりとする。

3 幕張新都心中心地区広告物景観形成地区における条例第7条第4項の基準は、別表第2の4（自動車、鉄道等車両（モノレール車両を除く。）の広告にあつては別表第2の2、モノレール車両の広告にあつては別表第2の3）のとおりとする。

(平成28規則34・全改、令和3規則39・一部改正)

(適用除外の基準)

第5条 条例第9条第2項第1号及び第2号並びに同条第4項第1号の規則で定める基準並びに同項第4号アの規則で定める面積及び形態等の基準は、別表第3（幕張新都心中心地区広告物景観形成地区にあっては別表第3の2）のとおりとする。

(平成28規則34・全改、令和3規則39・一部改正)

(許可の表示)

第6条 条例第10条の規定による許可を受けた旨の表示は、様式第4号に定めるものを、当該広告物又はこれを掲出する物件の右側下部（立体その他これに類する広告物又はこれを掲出する物件にあっては、その下部の適当な位置）に貼付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貼り紙、ポスターその他これらに類するものにあっては、様式第5号に定める許可印を当該広告物又はこれを掲出する物件の右側下部に押印したものにより前項の表示をするものとする。

(平成28規則34・全改)

(調査札の記載事項)

第7条 条例第13条の規定による規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査札の取付年月日
- (2) 設置者等を調査している旨の表示
- (3) 調査札を取り付けた広告物が条例に違反している旨の表示
- (4) 市への連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置者等を確知するため必要と認められる事項

(平成14規則21・追加、平成27規則20・一部改正)

(保管物件一覧簿)

第8条 市長は、広告物又は広告物を掲出する物件を保管したときは、保管物件一覧簿(様式第6号)を作成するものとする。

(平成17規則33・全改)

(特に貴重な広告物又は広告物を掲出する物件の保管に関する公示)

第9条 条例第16条第2号の規定による公示は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により行うものとする。

(1) ちば市政だよりへの掲載

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(平成17規則33・追加)

(返還する広告物又は広告物を掲出する物件の受領書)

第10条 条例第20条の受領書の様式は、様式第7号によるものとする。

(平成17規則33・追加)

(登録の更新の申請期限)

第11条 条例第21条第2項の規定による登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(平成17規則33・追加)

(登録の申請)

第12条 条例第22条第1項の申請書の様式は、様式第8号によるものとする。

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が個人である場合にあつては、申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつ

ては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の住民票の写し及び略歴書

(2) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書並びにその役員の略歴書

(3) 登録申請者が選任した業務主任者の略歴書

(4) 業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第22条第2項（条例第25条第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面 様式第9号

(2) 前項第1号及び第2号に規定する略歴書 様式第10号

(3) 前項第3号に規定する略歴書 様式第11号

（平成17規則33・追加、平成24規則25・平成27規則20・平成27規則44・一部改正）

（登録の通知）

第13条 条例第23条第2項の通知は、屋外広告業者登録証（様式第12号）の交付をもって行うものとする。

（平成17規則33・追加）

（登録拒否の通知）

第14条 条例第24条第2項の通知は、屋外広告業者不登録通知書（様式第13号）の交付をもって行うものとする。

（平成17規則33・追加）

（変更の届出）

第15条 条例第25条第1項の届出は、屋外広告業登録事項変更届（様式第

14号)により行わなければならない。

2 屋外広告業登録事項変更届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第22条第1項第1号に掲げる事項を変更したとき 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書

(2) 条例第22条第1項第2号に掲げる事項を変更したとき (商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(3) 条例第22条第1項第3号に掲げる事項を変更したとき 第12条第2項第2号及び第3項第1号に規定する書面 (法人の役員に関するものに限る。)

(4) 条例第22条第1項第4号に掲げる事項を変更したとき 第12条第2項第1号及び第3項第1号に規定する書面 (未成年者の法定代理人に関するものに限る。)

(5) 条例第22条第1項第5号に掲げる事項を変更したとき 第12条第2項第3号及び第4号に規定する書面

(平成17規則33・追加)

(登録簿の閲覧)

第16条 条例第26条の規定により屋外広告業者登録簿の閲覧の請求をしようとする者は、屋外広告業者登録簿閲覧申請書に住所、氏名、閲覧の目的等を記入しなければならない。

(平成17規則33・追加)

(廃業等の届出)

第17条 条例第27条第1項の届出は、屋外広告業廃業等届 (様式第15号)により行わなければならない。

(平成17規則33・追加)

(標識)

第18条 条例第30条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第30条の標識の様式は、様式第16号によるものとする。

(平成17規則33・追加)

(帳簿の備付け等)

第19条 条例第31条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって条例第31条の帳簿（以下「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(平成17規則33・追加)

(屋外広告物講習会の開催)

第20条 市長は、条例第29条第1項第2号の講習会を開催するときは、期

日、場所その他必要な事項を公告するものとする。

2 講習会の課程は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 屋外広告物の法令に関するもの
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関するもの
- (3) 屋外広告物の施工に関するもの

3 講習会の受講の申込みは、講習会受講申込書（様式第17号）を市長に提出して行う。

4 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証（様式第18号）を交付するものとする。ただし、前項の申込みの際に次の各号のいずれかに該当する者がその旨を申し出たときは、第2項第3号の課程を修了したものとみなす。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造の職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者

5 市長は、講習会受講者が次の各号のいずれかに該当した場合、講習会修了証の交付を行わない。

- (1) 特別な理由もなく遅刻、中座又は早退をした者
- (2) 講習会の円滑な運営を妨害する者
- (3) その他受講態度の不良な者又は明らかに受講内容の理解が不十分であ

ると認められる者

- 6 市長は、第4項の規定により講習会修了証の交付を受けた者（以下「修了証交付者」という。）が当該修了証を紛失し、又は毀損した場合、当該修了証交付者の求めに応じ、講習会の課程を修了した旨を証明することができる。

（平成14規則21・追加、平成17規則33・旧第9条繰下・一部改正、平成20規則66・平成27規則20・一部改正）

（業務主任者の資格の認定）

第21条 条例第29条第1項第5号の規定により認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（様式第19号）に同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる資格を証する書面又はその写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第29条第1項第5号の規定により認定したときは、当該認定申請者に対して業務主任者資格認定証（様式第20号）を交付するものとする。

（平成17規則33・追加、平成27規則20・一部改正）

（身分を示す証明書）

第22条 条例第33条第3項の身分を示す証明書の様式は、様式第21号のとおりとする。

（平成14規則21・追加、平成17規則33・旧第11条繰下・一部改正）

（届出書等の様式）

第23条 条例第36条の規定による届出は、屋外広告物等表示（設置）者変更（除却、滅失）届出書（様式第22号）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出のうち、条例第36条第2号の除却又は第3号の滅失についての届出は、除却又は滅失の状況が分かるカラー写真を添付しなければならない。

(平成14規則21・追加、平成17規則33・旧第12条繰下・一部改正)

(補則)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平成14規則21・旧第15条繰下、平成17規則33・旧第17条繰下、平成22規則68・旧第28条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(屋外広告物表示許可等に係る手数料規則等の廃止)

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 屋外広告物表示許可等に係る手数料規則(昭和47年千葉市規則第65号)

(2) 千葉市屋外広告物審議会規則(平成4年千葉市規則第16号)

附 則(平成6年3月29日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成9年7月25日規則第51号)

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第21号)

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成16年3月9日規則第9号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第33号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日規則第66号）

この規則は、平成20年12月17日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第43号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成22年12月21日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第44号）

- 1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とする改正規定、同条第4項の改正規定（「書類」の次に「及び安全点検確認書（様式第1号の2）」を加え

る部分に限る。)及び同項の次に1項を加える改正規定並びに様式第1号の改正規定、様式第1号の次に1様式を加える改正規定及び様式第17号の改正規定は、平成27年7月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第2条第4項の規定(安全点検確認書に係る部分に限る。)は、平成27年7月1日以後に条例第6条第1項第3号の規定による許可の更新の申請を行った者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成27年7月1日規則第44号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第34号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号、様式第3号及び様式第13号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和元年12月19日規則第68号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和3年6月18日規則第39号)

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第3及び様式第17号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された

用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第1

(平成28規則34・全改、令和3規則39・一部改正)

許可の有効期間、経過措置

広告物の種類	期間
貼り紙・ポスター 貼り札 立看板 旗・のぼり・横断幕 アドバルーン	1月以内
自動車の広告 鉄道等車両の広告 電柱類の広告 広告板等 (建築物の壁面に直接塗装され、貼り付けられ、又は掛けられたもの等で次に掲げるもの以外のもの)	1年以内
アーチ 広告板等 (土地、建物に堅牢に取り付けられているもの及び一般乗合旅客自動車の停留所(以下「バス停留所」という。)の上屋に添加されているものに限る。)	3年以内

別表第2

(平成28規則34・全改、令和3規則39・一部改正)

	第1種地域	第2種地域	第3種地域
--	-------	-------	-------

共通基準		<p>地色に黒色又は原色等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。</p> <p>蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p> <p>信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。</p>		
		<p>ネオン管その他の広告物の照明は、点滅しないこと。</p> <p>回転灯を使用しないこと。</p>		
建築物等に表示し、又は掲出するもの	壁面に表示し、又は掲出するもの	総表示面積	1 壁面につき壁面面積の5分の1以下かつ5平方メートル以下（軒の高さが7メートルを超える建築物にあつては、10平方メートル以下）	1 壁面につき壁面面積の5分の1以下
		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。	

壁面から突き出すもの	1 表示面積	3 平方メートル以下	
	突出幅	事業所の敷地内で壁面から1メートル以下	壁面から1メートル以下
	上端の高さ	軒の高さ以下 (連続して壁面が立ち上がる場合は、その上端以下)	
	表示個数	1 事業者当たり 1 個	
屋上に表示し、又は設置するもの	1 表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1かつ5平方メートル以下 (軒の高さが7メートルを超える建築物等においては、10平方メートル以下)	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下
	広告物等の高さ	軒の高さの3分の1以下	軒の高さの3分の2以下
	上端の高さ		13メートル

				以下	
		突出幅	壁面から突き出してはならない。		
		表示個数	1 事業所当たり 1 個		
	バス停留所の上屋に追加されるもの	1 表示面積	第 1 種地域で	2 平方メートル以下	
		表示個数	は、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	上屋 1 基につき 2 個。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものについては、この限りでない。	
建築物等から独立したもの	小規模広告物（1 表示面積が 2 平方メートル以下のもの）	1 表示面積	2 平方メートル以下		
		総表示面積	8 平方メートル以下		
		上端の高さ	7 メートル以下		
		突出幅	事業所の敷地から突き出してはならない。	道路に係るものにあつては、道路境界から 1 メートル以内（バス停留所の標識及び施設を利用するものを除く。）	
		表示個数	1 敷地につき 1 個		
		独立広告物（1 表示面積が 2 平方メートルを超えるもの）	1 表示面積	3 平方メートル以下	20 平方メートル以下
		総表示面積	12 平方メートル以下	80 平方メートル以下	120 平方メートル以下
		上端の高さ	5 メートル以下	13 メートル以下	15 メートル以下
		突出幅	道路上に突き出してはならない。		

		表示個数	1敷地につき 1個		
		広告物等相互間距離	5メートル以上		
		鉄道等との距離	広告表示面の垂直方向20メートル以内に鉄道等がないこと。		
アーチ		1表示面積	第1種地域で	15平方メートル以下	
		総表示面積	は、表示し、又	30平方メートル以下	
		設置形態等の制限	は掲出する物件を設置することはできない。	国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものであって、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。	
電柱類を利用するもの	電柱袖付 広告	広告物の大きさ	縦1.25メートル以下 横0.45メートル以下		
		突出幅	電柱から1メートル以下		
		表示個数	電柱1本当たり1個		
	電柱塗装 又は巻立 広告	広告物の大きさ	縦1.8メートル以下 横0.5メートル以下		
		下段の高さ	地上1.3メートル以上		
	表示面の数	電柱1本当たり2面以下。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示できない。			
消火栓標識利用広	広告物の大きさ	1表示面積0.32平方メートル以下			

告	突出幅	支柱から0.8メートル以下	
	表示面の数	柱1本当たり2面以下	
	表示個数	柱1本当たり1個	
アドバルーン	気球の直径	第1種地域で	3メートル以下
	広告幕の幅		1.5メートル以下
	広告幕の長さ	は掲出する物件を設置する	1.5メートル以下
	傾斜角度	ことはできない。	地表面に対して45度以上
立看板	1表示面積	2平方メートル以下	

備考

- 1 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 2 広告物又は広告物を掲出する物件が、円筒形、球形又はその表示面の数が5以上の場合及び広告物又は広告物を掲出する物件が回転する場合は、その最大投影面積を1表示面積とみなす。
- 3 「建築物等に表示し、又は掲出するもの」における「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 「敷地」とは、隣接する土地との境界が、塀、垣、柵、くい等で示された建築物の敷地をいう。
- 5 屋根等に表示し、又は掲出するものは、屋上等に表示し、又は掲出するものとみなす。
- 6 煙突等の工作物に表示し、又は掲出するものにあつては、その側面を利用するものは建築物等の壁面利用とみなし、側面より上方利用するものは屋上を利用するものとみなす。
- 7 バス停留所の上屋に添加されるものにあつては、事業者の名称等管理上必要な表示及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第

44号) 第5条第3項の規定に基づく停留所の名称、運行系統、発車時刻等の表示は、表示面積及び表示個数に算入しない。

別表第2の2

(平成28規則34・全改)

総表示面積	1車両当たりの総表面積(ただし、走行時に道路、線路、軌道又は索道に接する側の1面を除く。)の10分の3以下
設置形態等の規制	<p>(1) 窓面、タイヤ等車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(2) 車両の上部及び底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車においては、前号に掲げるもののほか、当該車両の前面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(4) 道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車においては、第2号に掲げるもののほか、当該車両の前面及び後面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(5) 蛍光し、又は発光する素材、反射の著しい材料等を使用してはならない。</p> <p>(6) 照明装置、映像装置等を使用してはならない。</p> <p>(7) 信号機、道路標識等若しくは方向指示器、制動灯等に色彩若しくは形状が類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるもの</p>

	でないこと。
--	--------

別表第2の3

(平成28規則34・全改)

設置形態等の規制	<p>(1) 車両の底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(2) 乗務員室の窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>(3) 蛍光し、又は発光する素材、反射の著しい材料等を使用してはならない。</p> <p>(4) 照明装置、映像装置等を使用してはならない。</p> <p>(5) 乗務員室の窓面以外の窓面に表示する場合は、透過する材質を用いること。</p>
----------	---

別表第2の4

(令和3規則39・追加)

	ビジネスエリア	賑わい創出エリア
共通基準	<p>黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。</p> <p>蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p> <p>信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。</p>	

歩行者の通行に支障となるものでないこと。

広告物の照明は、点滅しないこと。

自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) バス停留所の上屋、標識及び施設に添加されるもの
- (2) 消火栓標識利用広告

自己の氏名、名称、商標又は自己の事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 幕張新都心中心地区広告物景観形成地区内の住居、事業所又は作業場の氏名、名称、商標若しくは事業の内容を表示し、又は同地区内の住居、事業所若しくは作業場へ案内し、若しくは誘導を行うための広告物又はこれを掲出する物件
- (2) 映像により表示する広告物又はこ

				<p>れを掲出する物件</p> <p>(3) バス停留所の 上屋、標識及び施設 に添加されるもの</p> <p>(4) 消火栓標識利 用広告</p>
建築物等 に表示 し、又は 掲出する もの	壁面に表 示し、又 は掲出す るもの	総表示面積	1 壁面につき壁面面積の 5 分の 1 以下	
		設置形態等 の制限	窓面に表示し、又は掲 出する物件を設置して はならない。ただし、 周辺の景観に調和した デザインを行うものに ついては、この限りで ない。	窓面に表示し、又は掲 出する物件を設置して はならない。ただし、 周辺の景観に調和した デザインを行い、かつ、 賑わいを演出するもの については、この限り でない。
		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。	
	壁面から 突き出す もの	突出幅	事業所の敷地内で壁面から 0.75メートル以 下	
		上端の高さ	歩行面から 3.5メートル以下	
		下端の高さ	歩行面から 2.5メートル以上	
		設置場所	1 階又は高架の公共用歩廊等の歩行者の通行 がある階に限る。	
	屋上に表 示し、又 は設置す るもの	1 表示面積	ビジネスエリアでは、 表示し、又は掲出する 物件を設置することは できない。	広告物等の向いている 方向からの壁面の最大 投影面積の 5 分の 1 以 下

		広告物等の 高さ		軒の高さの3分の2以下
		突出幅		壁面から突き出してはならない。
	バス停留所の上屋に追加されるもの	1表示面積	2平方メートル以下	
		表示個数	上屋1基につき2個。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものについては、この限りでない。	
建築物等から独立したもの	小規模広告物（1表示面積が2平方メートル以下のもの）	1表示面積	2平方メートル以下	
		総表示面積	8平方メートル以下	
	上端の高さ	7メートル以下		
	突出幅	道路上に突き出してはならない。（バス停留所の標識及び施設を利用するものを除く。）		
独立広告物（1表示面積が2平方メートルを超えるもの）	1表示面積	20平方メートル以下	30平方メートル以下	
		総表示面積	80平方メートル以下	120平方メートル以下
	上端の高さ	8メートル以下	15メートル以下	
	突出幅及び敷地境界線からの後退距離	敷地境界線から1メートル以上後退すること。ただし、駐車場及び駐輪場等を案内し、又は誘導するものを道路上に突き出さずに設置する場合について	道路上に突き出してはならない。	

			は、この限りでない。		
		広告物等相互間距離	5メートル以上		
		鉄道等との距離	広告表示面の垂直方向20メートル以内に鉄道等がないこと。		
アーチ		1表示面積	ビジネスエリアでは、	15平方メートル以下	
		総表示面積	表示し、又は掲出する	30平方メートル以下	
		設置形態等の制限	物件を設置することはできない。	国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたものであって、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。	
電柱類を利用するものの	電柱袖付広告	設置の制限	幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。		
	電柱塗装又は巻立広告	設置の制限	幕張新都心中心地区広告物景観形成地区では、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。		
	消火栓標識利用広告	広告物の大きさ	1表示面積0.32平方メートル以下		
		突出幅	支柱から0.8メートル以下		
表示面の数		柱1本当たり2面以下			
表示個数		柱1本当たり1個			

アドバルーン	気球の直径	ビジネスエリアでは、 表示し、又は掲出する 物件を設置することは できない。	3メートル以下
	広告幕の幅		1.5メートル以下
	広告幕の長さ		15メートル以下
	傾斜角度		地表面に対して45度 以上
立看板	上端の高さ	1.45メートル以下	
	幅及び奥行き	0.9メートル以下	
	設置場所	事業所の敷地内に設置すること。	
のぼり	設置場所	事業所の敷地内に設置すること。	

備考

- 1 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 2 広告物又は広告物を掲出する物件が、円筒形、球形又はその表示面の数が5以上の場合及び広告物又は広告物を掲出する物件が回転する場合は、その最大投影面積を1表示面積とみなす。
- 3 「建築物等に表示し、又は掲出するもの」における「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 「敷地」とは、隣接する土地との境界が、塀、垣、柵、くい等で示された建築物の敷地をいう。
- 5 屋根等に表示し、又は掲出するものは、屋上等に表示し、又は掲出するものとみなす。
- 6 煙突等の工作物に表示し、又は掲出するものにあつては、その側面を利用するものは建築物等の壁面利用とみなし、側面より上方利用するものは屋上を利用するものとみなす。
- 7 バス停留所の上屋に添加されるものにあつては、事業者の名称等管理

上必要な表示及び旅客自動車運送事業運輸規則第5条第3項の規定に基づき停留所の名称、運行系統、発車時刻等の表示は、表示面積及び表示個数に算入しない。

別表第3

(平成28規則34・全改、令和3規則39・一部改正)

適用除外の基準

			第1種地域	第2種地域	第3種地域
共通基準			<p>地色に黒色又は原色等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。</p> <p>蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。</p> <p>信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。</p>		
			<p>ネオン管その他の広告物の照明は、点滅しないこと。</p> <p>回転灯を使用しないこと。</p>		
管理上の必要に基づき表示	土地を管理するた	設置個数	3,000平方メートルにつき1個		
	めなもの	表示面積	3平方メートル以内		
	物件を管	設置個数	通常必要とする最小限の数		

する広 告物又 は広告 物を掲 出する 物件	理するた めのもの	表示面積	1 平方メートル以内			
寄贈者名等の表 示		設置個数	施設又は物件当たり 1 個			
		表示面積	当該施設又は物件の表示面の投影面積の 10 分の 1 以下かつ 0.5 平方メートル以下			
自己 の住 居、 事業 所又 は作 業所 に表 示す る広 告物 又は これ を掲 出す る物 件	建築 物等 に表 示し、 又は 掲出 する もの	壁面に 表示 し、又 は掲出 するも の	総表示面積	1 壁面につき 壁面面積の 5 分の 1 以下か つ 5 平方メー トル以下 (軒の 高さが 7 メー トルを超える 建築物にあっ ては、10 平方 メートル以下)	1 壁面につき壁面面積の 5 分 の 1 以下	
			突出幅	壁面の端から突き出してはならない。		
		壁面か ら突き 出すも の	1 表示面積	3 平方メー トル以下		
			上端の高さ	軒の高さ以下 (連続して壁面が立ち上がる場合は、その上端以下)		
			突出幅	事業所の敷地内で壁面から 1 メートル以下		
		表示個数	1 事業所当たり 1 個			

	屋上に表示し、又は設置するもの	1 表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5平方メートル以下 (軒の高さが7メートルを超える建築物については10平方メートル以下)	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下	
		突出幅	壁面から突き出してはならない。		
		広告物等の高さ	軒の高さの3分の1以下	軒の高さの3分の2以下	
		上端の高さ		13メートル以下	
		表示個数	1事業所当たり1個		
建築物等から独立したもの	小規模 広告物 (1表示面積が2平方メートル以下)	1 表示面積	2平方メートル以下		
		総表示面積	8平方メートル以下		
		上端の高さ	7メートル以下		
		突出幅	事業所の敷地から突き出してはならない。		
		設置個数	1敷地につき1個	1敷地につき2個	

	下のもの)			
	独立広告物	1 表示面積	3 平方メートル以下	1 0 平方メートル以下
	(1 表示面積が 2 平方メートルを超えるもの)	総表示面積	1 2 平方メートル以下	4 0 平方メートル以下
		上端の高さ	5 メートル以下	
		突出幅	事業所の敷地から突き出してはならない。	
		設置個数	1 敷地につき 1 個	1 敷地につき 2 個
自動車、鉄道等車両 (モノレール車両を除く。) の広告物	面積	1 車両当たりの総表示面積が 1 5 平方メートル以下かつ 1 面当たりの表示面積が 1 0 平方メートル以下		
	設置形態	窓面、タイヤ等車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 車両の上部及び底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。		
モノレール車両の広告物	面積	1 車両当たりの総表示面積が 1 5 平方メートル以下かつ 1 面当たりの表示面積が 1 0 平方メートル以下		
	設置形態	車両の底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 乗務員室の窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 乗務員室の窓面以外の窓面に表示する場合は、		

透過する材質を用いること。

備考

- 1 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 2 広告物又は広告物を掲出する物件が、円筒形、球形又はその表示面の数が5以上の場合及び広告物又は広告物を掲出する物件が回転する場合は、その最大投影面積を1表示面積とみなす。
- 3 「建築物等に表示し、又は掲出するもの」における「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 「敷地」とは、隣接する土地との境界が、塀、垣、柵、くい等で示された建築物の敷地をいう。
- 5 屋根等に表示し、又は掲出するものは、屋上等に表示し、又は掲出するものとみなす。
- 6 煙突等の工作物に表示し、又は掲出するものにあつては、その側面を利用するものは建築物等の壁面利用とみなし、側面より上方利用するものは屋上を利用するものとみなす。

別表第3の2

(令和3規則39・追加)

	ビジネスエリア	賑わい創出エリア
共通基準	黒色又は高彩度色を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。	

			<p>信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。</p> <p>歩行者の通行に支障となるものでないこと。</p> <p>広告物の照明は、点滅しないこと。</p>		
管理上の必要に基づき表示する 広告物又は広告物を掲出する物件	土地を管理するためのもの	設置個 数	3, 000平方メートルにつき1個		
		表示面 積	3平方メートル以内		
	物件を管理するためのもの	設置個 数	通常必要とする最小限の数		
		表示面 積	1平方メートル以内		
寄贈者名等の表示			設置個 数	施設又は物件当たり1個	
			表示面 積	当該施設又は物件の表示面の投影面積の10分の1以下かつ0.5平方メートル以下	
自己の住居、事業所又は作業所に表示する 広告物	建築物等に表示し、又は掲出するもの	壁面に表示し、又は掲出するもの	総表示 面積	1壁面につき壁面面積の5分の1以下	
			設置形 態等の 制限	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを	窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。ただし、周辺の景観に調和したデザインを

又はこれを掲出する物件			行うものについて	行い、かつ、賑わいを演出するものについては、この限りでない。	
		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。		
	壁面から突き出すもの	上端の高さ	歩行面から3.5メートル以下		
		下端の高さ	歩行面から2.5メートル以上		
		突出幅	事業所の敷地内で壁面から0.75メートル以下		
		設置場所	1階又は高架の公共用歩廊等の歩行者の通行がある階に限る。		
		表示個数	1事業所当たり1個		
	屋上に表示し、又は設置するもの	1表示面積	ビジネスエリアでは、表示し、又は掲出する物件を設置することはできない。	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の5分の1以下	
		突出幅		壁面から突き出してはならない。	
		広告物等の高さ		軒の高さの3分の2以下	
表示個数		1事業所当たり1個			

建築物等 から独立 したもの	小規模広 告物（1	1表示 面積	2平方メートル以下	
	表示面積 が2平方	総表示 面積	8平方メートル以下	
	メートル 以下のも	上端の 高さ	7メートル以下	
	の)	突出幅	事業所の敷地から突き出してはならない。	
		設置個 数	1敷地につき2個	
	独立広告 物（1表	1表示 面積	10平方メートル以下	
	示面積が 2平方メ	総表示 面積	40平方メートル以下	
	ートルを 超えるも	上端の 高さ	5メートル以下	
	の)	突出幅 及び敷 地境界 線から の后退 距離	敷地境界線から1メ ートル以上後退する こと。ただし、駐車 場及び駐輪場等を案 内し、又は誘導する ものを事業所の敷地 から突き出さずに設 置する場合について は、この限りでない。	事業所の敷地から突 き出してはならな い。
		設置個 数	1敷地につき2個	

自動車、鉄道等車両（モノレール車両を除く。）の広告物	面積	1 車両当たりの総表示面積が 1 5 平方メートル以下かつ 1 面当たりの表示面積が 1 0 平方メートル以下
	設置形態	窓面、タイヤ等車体以外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 車両の上部及び底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。
モノレール車両の広告物	面積	1 車両当たりの総表示面積が 1 5 平方メートル以下かつ 1 面当たりの表示面積が 1 0 平方メートル以下
	設置形態	車両の底部に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 乗務員室の窓面に表示し、又は掲出する物件を設置してはならない。 乗務員室の窓面以外の窓面に表示する場合は、透過する材質を用いること。

備考

- 1 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 2 広告物又は広告物を掲出する物件が、円筒形、球形又はその表示面の数が 5 以上の場合及び広告物又は広告物を掲出する物件が回転する場合は、その最大投影面積を 1 表示面積とみなす。
- 3 「建築物等に表示し、又は掲出するもの」における「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 「敷地」とは、隣接する土地との境界が、塀、垣、柵、くい等で示された建築物の敷地をいう。
- 5 屋根等に表示し、又は掲出するものは、屋上等に表示し、又は掲出す

るものとみなす。

- 6 煙突等の工作物に表示し、又は掲出するものにあつては、その側面を利用するものは建築物等の壁面利用とみなし、側面より上方利用するものは屋上を利用するものとみなす。

様式第1号

屋外広告物等表示(設置)許可申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

次のとおり屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示(設置)したいので、許可されるよう千葉市屋外広告物条例第6条第1項の規定により申請します。

1 申請者 氏名(名称) 住所 代表者職氏名	(※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
2 連絡先 (日中の連絡先)	電話番号 電子メールアドレス
3 申請種別	新規 改造 更新
4 *現在の許可番号	年 月 日付け第 号
5 表示又は設置の場所	
6 表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
7 広告物設置箇所の 土地・建物所有者 氏名(名称) 住所	
8 種類・数量	
9 広告物の管理者 氏名(名称) 住所 連絡先 (日中の連絡先)	電話番号 電子メールアドレス
10 広告物及び広告物を掲出する物件に関すること (新規・改造の場合に記載すること。)	
a 工事施工者 氏名(名称) 住所 千葉市登録番号第 号	
b 広告意匠設計者 住所 氏名(名称)	

備考

*印のある欄には新規の場合、記入しないこと。

安全点検確認書

1 広告物等の種類・数量	
2 表示又は設置の場所	千葉市 区

上記の広告物等について、下記のとおり安全点検を行い、安全であることを確認しました。

記

- 1 安全点検確認日 年 月 日
- 2 安全点検確認者 氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
 屋外広告士・講習会修了者・職業訓練指導員
 資格名※ 技術検定合格者・法定職業訓練修了者
 (※)保有する資格に該当するものに○をつけること。
 (※)資格を有することを証する書類(写し)を添付すること。

3 点検内容

点検内容	不良箇所	補修の概要	
		補修年月日	補修の内容
(1) 取付(支持)部分の変形・腐食	有・無	年 月 日	
(2) 主要部材の変形・腐食	有・無	年 月 日	
(3) ボルト、ビス等のさび、欠損の状況	有・無	年 月 日	
(4) 表示面の汚染、退色、はく離、破損	有・無	年 月 日	
(5) その他点検を行った箇所	有・無	年 月 日	

※不良箇所が「有」の場合は、申請するまでに補修等の必要な措置を講じること

様式第2号

屋外広告物等表示(設置)許可書

千葉市指令 第 号

住 所

氏名(名称)

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示(設置)することにつきましては、千葉市屋外広告物条例第6条の規定により、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

千葉市長



許可条件

1 許可の有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 広告物表示・掲出物件設置の場所は、次のとおりとする。

・千葉市 区 町 (広告物 m²)

審査請求等について

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

屋外広告物等表示(設置)不許可通知書

千葉県指令 第 号

住 所

氏名(名称)

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示(設置)することは、下記の理由により許可しないので、千葉県屋外広告物条例第6条第5項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



記

理由

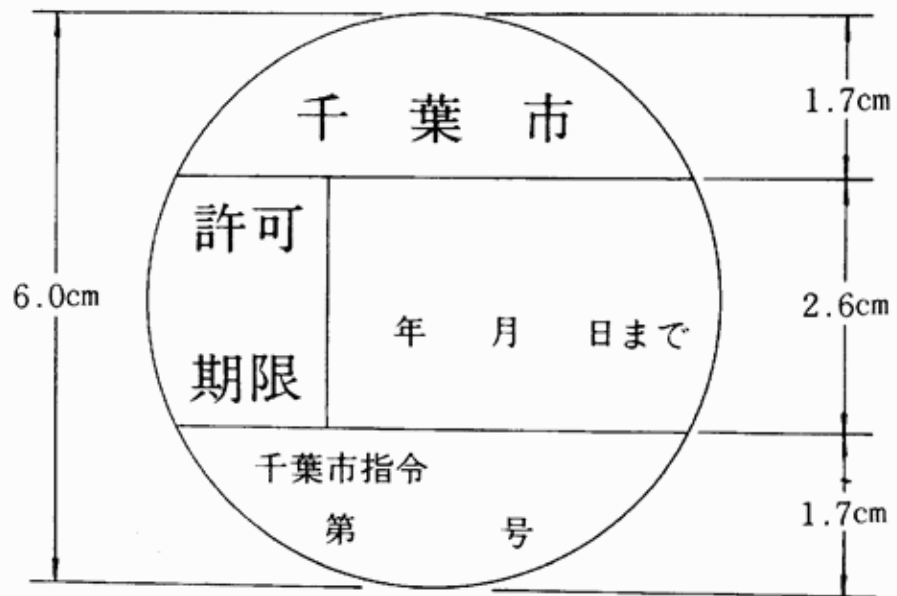
審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号



様式第5号



様式第7号

受 領 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

返還を受けた者

住 所

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

関係者(該当するところに必ず○を付けてください)

・ 広告物等設置(表示)者 ・ 広告主 ・ 広告物業者

広告主に○を付けた方は必ず広告物の設置を依頼した業者の住所・名前をご記入ください。

住 所

氏 名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下記のとおり広告物若しくは広告物を掲出する物件又は現金の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 又 は 広 告 物 を 掲 出 す る 物 件	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

備考 保管物件(現金)を直接受領する人は1、2の書類をご用意ください。

1 従業員であることを証する書面の写し又は委任状(「返還を受けた者」(法人では代表者)が直接受領する人である場合は1の書類は不要です)。

2 運転免許証又は保険証など氏名及び住所を証するに足る書類の写し

様式第8号
(表面)

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書		年 月 日					
(あて先)千葉市長							
住所 氏名 (※) (※)法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 (法人にあつては主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)							
屋外広告業者の登録を受けたいので、千葉市屋外広告物条例第22条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。							
登 録 の 種 類	新規 更新	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">※登録番号</td> <td style="width: 70%;">千葉市屋外広告業登録第 号</td> </tr> <tr> <td>※登録年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	※登録番号	千葉市屋外広告業登録第 号	※登録年月日	年 月 日	
※登録番号	千葉市屋外広告業登録第 号						
※登録年月日	年 月 日						
フ リ ガ ナ 氏 名 及び生年月日 (法人にあつては名称、 代表者の氏名及び 生年月日)	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">生年月日</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 30%;">日</td> </tr> <tr> <td>法人・個人の別</td> <td style="text-align: center;">1 法人</td> <td style="text-align: center;">2 個人</td> </tr> </table>	生年月日	年 月 日	日	法人・個人の別	1 法人	2 個人
生年月日	年 月 日	日					
法人・個人の別	1 法人	2 個人					
住 所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	郵便番号(—) 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @						
1 本市において 営業を行う営業 所の名称及び所 在地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">営 業 所 の 名 称</th> <th style="width: 40%;">営 業 所 の 所 在 地 (郵 便 番 号)</th> <th style="width: 30%;">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	営 業 所 の 名 称	営 業 所 の 所 在 地 (郵 便 番 号)	電 話 番 号			
営 業 所 の 名 称	営 業 所 の 所 在 地 (郵 便 番 号)	電 話 番 号					
備考 所定の欄に記入の上、該当事項に○で囲んでください。							

(裏面)

2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	所属営業所の名称	氏名	摘要
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職名	フリガナ氏名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ氏名及び生年月日 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日	
	住所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号（ - ） 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @	
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職名	フリガナ氏名	
6 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体の名称	登録年月日	登録番号

備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に○を付すこと。

様式第9号

誓 約 書

登録申請者又はその役員若しくはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。)は、千葉市屋外広告物条例第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きし
ない場合は、記名押印してください。

(あて先) 千葉市長

千葉市屋外広告物条例(抜粋)

第24条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第22条に規定する申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第32条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第21条第1項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第32条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第32条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第22条第1項第2号の営業所ごとに第29条第1項の業務主任者を選任していない者

業務主任者の略歴書

住所

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年

月

日生

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり相違ありません。

屋外広告士等の資格	屋外広告士	講習会修了者	職業訓練指導員
	技術検定合格者	法定職業訓練修了者	
	修了番号、認定番号等		
	講習会修了者にあつては、講習会を修了した都道府県、指定都市又は中核市の名称		
職歴	期間	職務内容	勤務先

- 備考 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
- 2 「職歴」の欄には、最近のものから順次記入してください。

様式第12号

千葉県屋外広告業登録第 号

屋外広告業者登録証

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

千葉県屋外広告物条例第23条の規定により屋外広告業者登録簿に登録したことを証します。

年 月 日

千葉市長



有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

(初回登録) 年 月 日

様式第13号

屋外広告業不登録通知書

千葉市指令 第 号

住 所
氏 名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けの屋外広告業登録申請については、下記の理由により登録をいたしませんので、千葉市屋外広告物条例第24条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



記

理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第14号

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

(あて先)千葉市長

住所

氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

千葉市屋外広告物条例第25条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	千葉市屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔法人にあつては名称、 代表者の氏名及び 生年月日〕	生年月日	年 月 日	
	法人・個人の別	1 法人	2 個人
住 所 〔法人にあつては主たる 事務所の所在地〕	郵便番号(一)		
	連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に○で囲んでください。

様式第15号

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届

年 月 日

(あて先)千葉市長

届出者 住所
氏名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

千葉市屋外広告物条例第27条第1項の規定により、次のとおり屋外広告業の廃業等をしたので届け出ます。

屋外広告業者の 商号、氏名又は名称	
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	屋外広告業者の死亡 合併による法人の消滅 破産手続開始の決定による法人の解散 その他の理由による法人の解散 市内における屋外広告業の廃止
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

備考 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

様式第16号

40センチメートル以上

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名（法人である場合の代表者の氏名）	
登録番号	千葉県屋外広告業登録番号 第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	

40
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

様式第17号

千葉市屋外広告物講習会受講申込書

受講手数料について

法令・表示・施工の3科目の受講者は、3,300円
 法令・表示の2科目のみの受講者は、2,100円

カラー写真

この欄に貼ってください。
 写真は申込前6か月以内に撮影した無帽子正面上半身のもの
 縦5センチメートル・横4センチメートルのもの

千葉市屋外広告物条例第29条第1項第2号の規定による屋外広告物講習会を受講したいので、次のとおり申し込みます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

※受付番号

ふりがな		生年月日	性 別
氏名	(※) ※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	年 月 日	男・女
住所	郵便番号		
連絡先	自宅 () 勤務先 () @	本籍地	都・道 府・県
勤務先名称		代表者名	
勤務先所在地	郵便番号		
受講科目	1 法令・表示	施工科目受講みなし資格 (該当する資格名を囲み、資格を証明する書類の写しを添付すること。) ・建築士・電気工事士 ・職業訓練指導員 ・職業訓練修了者 ・技能検定合格者 ・第1～3種電気主任技術者免状所持者	
1又は2を選択し○で囲むこと。	2 法令・表示・施工		

※欄は記入しないこと。

様式第18号

屋外広告物講習会修了証

本籍地

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は千葉市屋外広告物条例第29条第1項第2号の規定による屋外広告物講習会を修了したことを証します。

千葉市長



様式第19号

業務主任者資格認定申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者 住所

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日生

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

屋外広告物条例第29条第1項の規定により、次のとおり同項第1号から第4号に掲げる者と同等以上の知識を有することの認定を申請します。

資格名称			
資格取得年月日及び番号			
勤務先	所在地	連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス @	
	名称		
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	
※認定年月日	年 月 日	※認定番号	

- 備考 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第20号

第 号

業 務 主 任 者 資 格 認 定 証

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、千葉市屋外広告物条例第29条第1項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有することを認定します。



年 月 日

千葉市長



様式第21号

(表)

	第 号
	年 月 日 交付
身 分 証 明 書	
所 属	
氏 名	
上記の者は、千葉市屋外広告物条例第33条第1項及び第2項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	
千葉市長	

(裏)

千葉市屋外広告物条例(抜粋)

(立入検査等)

- 第33条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置し、若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして広告物若しくは広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させることができる。
- 2 市長は、本市内において屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告を求め、又はその職員をして営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第22号

屋外広告物等表示(設置)者変更(除却・滅失)届出書

年 月 日

(あて先)千葉市長

住 所

氏名(名称)

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次の広告物等について、許可を受けた内容に変動が生じたので、届け出ます。

1 現在の許可番号	年 月 日付け千葉市指令 第 号
2 変動の状況	(1) 許可を受けた者の住所、氏名(名称)の変更 (2) 管理者の住所、氏名の変更 (3) 許可を受けた物件の除却、滅失 ※写真を添付すること。 (除却、滅失の場合)
3 変更の内容	(1) 変更前 住 所 氏名(名称)
	(2) 変更後 住 所 氏名(名称)
4 理由等	

様式第1号

(平成28規則34・全改)

様式第1号の2

(平成27規則20・追加)

様式第2号

(平成14規則21・全改、平成17規則33・平成27規則20・平成28規則34・一部改正)

様式第3号

(平成14規則21・全改、平成17規則33・平成28規則34・一部改正)

様式第4号

(平成14規則21・全改)

様式第5号

(平成14規則21・旧様式第8号繰上)

様式第6号

(平成17規則33・全改)

様式第7号

(平成26規則44・全改)

様式第8号

(平成22規則43・全改、平成24規則25・平成26規則44・一部改正)

様式第9号

(令和元規則68・全改)

様式第10号

(平成26規則44・全改、平成27規則44・一部改正)

様式第11号

(平成 2 6 規則 4 4 ・全改)

様式第 1 2 号

(平成 1 7 規則 3 3 ・追加、平成 2 2 規則 6 8 ・平成 2 7 規則 2 0 ・
一部改正)

様式第 1 3 号

(平成 1 7 規則 3 3 ・追加、平成 2 8 規則 3 4 ・一部改正)

様式第 1 4 号

(平成 2 6 規則 4 4 ・全改)

様式第 1 5 号

(平成 2 6 規則 4 4 ・全改)

様式第 1 6 号

(平成 1 7 規則 3 3 ・追加)

様式第 1 7 号

(平成 2 6 規則 4 4 ・全改、平成 2 7 規則 2 0 ・令和 3 規則 3 9 ・一
部改正)

様式第 1 8 号

(平成 1 4 規則 2 1 ・追加、平成 1 7 規則 3 3 ・旧様式第 1 0 号繰下・
一部改正)

様式第 1 9 号

(平成 2 6 規則 4 4 ・全改)

様式第 2 0 号

(平成 1 7 規則 3 3 ・追加)

様式第 2 1 号

(平成 1 7 規則 3 3 ・旧様式第 1 3 号 ・全改)

様式第 2 2 号

(平成 2 6 規則 4 4 ・全改)

